

泉佐野市附属機関条例 別表(第 1 条関係) より抜粋

ア 市長の附属機関

名称		担当事務	委員定数
1	泉佐野市原子力問題対策協議会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)の適用を受ける施設(熊取町設置)の平和利用と安全の確保を図るために必要な事項の調査審議に関する事務	20 人
⋮			
9	泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会	部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項の調査審議に関する事務	20 人
⋮			
24	泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	まち・ひと・しごと創生についての重要事項の調査審議に関する事務	20 人